

令和元年度 第5回 役員会議事要旨

日 時 令和元年6月13日(木) 10時27分～11時58分

場 所 学長室

出席者 学長, 後藤理事, 兒玉理事, 寺本理事, 吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事, 北村監事, 山崎事務局長

1 審議事項

- (1) 「佐賀大学プロジェクト研究所」の新規プロジェクト設置の認定について
学長から, 平成31年4月に改正された佐賀大学プロジェクト研究所規程の趣旨に沿って設置申請があった新規10プロジェクトについて審査するものである旨説明があり, 次いで, 寺本理事から, 前段階の佐賀大学プロジェクト研究所の活動が形骸化していたため各プロジェクトが達成目標を設定して進捗状況を管理するよう規程を改正し, プロジェクトから提出された達成目標について学術室で議論のうえ, 各プロジェクトに対してヒアリングを行った旨説明があり, 審議の結果, 了承された。
- (2) 佐賀大学学長招待講演会の実施について
学長から, 本件は, 時代の状況を考え, 学長招待講演会として実施するものである旨説明があり, 次いで, 総務課長から, 「キャッシュレス国家「中国新経済」の光と影」と題して, 中国対外経済貿易大学の西村友作教授の講演を7月18日(木)に教養教育大講義室で開催する旨説明があり, 審議の結果, 了承された。
- (3) その他
特になし。

2 協議事項

(1) 国立大学法人佐賀大学における職員の健康情報等の取扱いに関する規程の制定について

学長から、本件は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、労働安全衛生法が改正になったことを踏まえ、必要な規程の整備を行うものである旨説明があった。

次いで、人事課長から、法改正により、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するため、当該事業場における心身の状態の情報の適切な取扱いのための規程を策定することとなり、厚生労働省から、事業者が講ずべき措置に関する指針及び規程を策定するための手引きが公表されたので、それらに基づき国立大学法人佐賀大学における職員の健康情報等の取扱いに関する規程（案）を作成し、各事業場の安全衛生委員会で審議了承された旨説明があり、協議の結果、了承され、その後の役員会で審議されることとなった。

(2) 国立大学法人佐賀大学における佐賀大学発ベンチャーに係る認定および支援に関する規程の制定について

学長から、本件は、現在佐賀大学発ベンチャー称号および支援に関する規程が存在しないため、称号を与え、事業支援を行うために規程の整備を行うものである旨説明があった。

次いで、寺本理事から、称号の授与に関する手続きを明確にする、大学発ベンチャーが希望する支援の申請手続きを明確にする、大学発ベンチャーに事業報告をさせる等を目的として規程を制定する旨の説明があり、協議の結果、了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(3) 学術交流協定（大学間協定）の締結について

学長から、本件は、佐賀大学学術交流協定取扱要項第4第3号に基づき、相手大学からも大学間協定の締結を希望されたものである旨説明があり、次いで、国際課長から、ベトナム国家大学ハノイ校経済大学との協定について説明があり、協議の結果、了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(4) その他
特になし。

3 報告事項

(1) 経営協議会学外委員からの意見への対応について

総務課長から、平成30年9月に決定した実施要項に基づき、経営協議会学外委員からの意見に対する各部局の取組状況等を取りまとめ、次回の経営協議会に提出する旨の報告があった。

学長から、各部局の回答を並べるのではなく大学としての回答にするため、役員等で各項目を確認し検討するべきとの発言があり、次いで、佐々木監事及び北村監事から、監事監査においても同様に各部局の回答をそのまま大学の回答としている旨発言があり、協議の結果、各理事において内容を確認の上、次週の学長・理事・事務局長打合せで検討することとなった。

(2) 2019年度「機能強化経費等プロジェクト実行経費」の配分額について

財務課長から、各取組みに対して学長・理事によるヒアリングを実施した後調整を行い、学長・理事の合議で配分額を決定した旨の報告があった。

なお、佐々木監事から、前年の配分の成果がどのように評価に反映したか役員会に報告して欲しい旨発言があり、学長から、評価・報告する前にきちんと検証を行い、それを踏まえて評価して報告するよう発言があった。

(3) 令和元年度第1回佐賀大学基金管理委員会審議事項について

総務課長から、第1回書面会議の審議事項等の概要について報告があった。なお、佐々木監事から、決算資料を役員会にも提出すること、及び特例寄附資産等基金に受入れ実績が無かったことを基金管理委員会の報告事項とするよう要望があった。

(4) その他

特になし。

4 その他

学長から、国立大学協会総会において東京大学総長から、エルゼビアなどの大手出版社の審査が厳しくなり、研究者に未発表の生の実験データの提出を求めるようになった。アメリカの出版社ではそれを企業に販売する事例があるので、そういった行動に反対する行動を日本も起こさないといけないとの発言があった旨報告があった。

以上